## ■居宅療養管理指導･介護予防居宅療養管理指導　運営規程及び重要事項説明書

1　事業者について

| | |
|---|---|
| 事業者名称 | もり内科クリニック |
| 代表者氏名 | 院長　森　俊介 |
| 所在地 | 富山県射水市新開発393番地4 |
| 連絡先 | TEL:0766-52-1125　　FAX:0766-52-1620 |

2　事業所について

| | |
|---|---|
| 事業所名 | もり内科クリニック |
| 事業所番号 | 1611911429 |
| 所在地<br>連絡先 | 富山県射水市新開発393番地4<br>TEL:0766-52-1125　　FAX:0766-52-1620 |
| 指定を受けている<br>サービスの種類 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 |
| サービス提供地域 | 射水市　　高岡市 |

3　職員の職種、員数及び職務内容について

居宅療養管理指導等を行う職種、員数及び内容は次の通りとする。

| | | |
|---|---|---|
| 管理者 | 医師 | 1名 |
| 従業者 | 医師 | 1名 |

4　事業の目的および運営の指針

| | |
|---|---|
| 目的 | 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。 |
| 運営方針 | 利用者の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて、可能な限り居宅において療養生活の質の向上が図られるよう、療養上の管理、指導等の支援を行います。<br>また、地域の保健･医療･福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。 |

5　診療日及び診察時間

| 診察時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00-12:30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 14:00-18:00 | ● | ● | ● | ー | ● | ー |

※休診日：日･祝日･お盆･年末年始

6　サービスの内容と費用

（1）サービスの内容

| サービス区分と内容 | 内容 |
|---|---|
| 指定(介護予防)居宅療養管理指導 | 通院が困難な利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が利用者の居宅において、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質向上を図る。 |

（2）利用料

| | 利用者の区分 | 単位 | 利用者負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 在宅時医学総合管理料または施設入居時等医学管理料を算定しない場合 | 単一建物住居者が1人 | 515単位/回 | 515円 | 1,030円 | 1,545円 |
| | 単一建物住居者が2～9人 | 487単位/回 | 487円 | 974円 | 1,461円 |
| | 単一建物住居者が10人以上 | 446単位/回 | 446円 | 892円 | 1,338円 |
| 在宅時医学総合管理料または施設入居時等医学管理料を算定する場合 | 単一建物住居者が1人 | 299単位/回 | 299円 | 598円 | 897円 |
| | 単一建物住居者が2～9人 | 287単位/回 | 287円 | 574円 | 861円 |
| | 単一建物住居者が10人以上 | 260単位/回 | 260円 | 520円 | 780円 |

※利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料のうち利用料の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

その他の費用

| | |
|---|---|
| 交通費 | 居宅療養管理指導の提供に要する交通費は徴収しません。 |
| その他の費用 | 保険の適用されない物品や処置に実費負担が生じる場合があります。<br>その場合はご本人･ご家族へ事前に説明いたします。 |

（3）利用料等の請求及びお支払い方法

利用された月の支払いについては、翌月中旬に請求書を郵送いたします。

お支払いは原則引き落としとさせていただきます。

7　虐待の防止に関する措置

（1）　虐待防止に関する責任者の設置

| 責任者 | 院長　森　俊介 |
|---|---|

（2）　成年後見人制度の利用

（3）　苦情解決体制の整備

（4）　虐待防止を啓発･普及するための研修の実施

8　秘密の保持と個人情報の保護、取り扱いについて

（1）　厚生労働省が策定した「医療･介護関係事業者における適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

（2）　サービス提供上で知りえた利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、このことはサービス提供契約が終了した後も継続します。

＜個人情報の保護について＞

（1）　事業者は個人情報の保護に努めていますが、必要に応じて連携を行っている医療機関や介護事業者に対して、情報を共有しています。

（2）　また、在宅医療の推進･発展の学会･研究会･講演会などで個人が特定されない形で診療に関するデータ等を利用する場合があります。

9　サービス内容に関する苦情等相談窓口

| 担当窓口 | 院長　森　俊介 | 射水市役所　介護保険課 | 富山県国民健康保険団体連合会 |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 富山県射水市新開発393番地4 | 富山県射水市新開発410番地1 | 富山県富山市下野字豆田995番地3 |
| 電話番号 | 0766-52-1125 | 0766-51-6627 | 076-431-9816 |
| 受付時間 | 9:00～18:00 | 8:30～17:15 | 8:30～17:15 |

10　苦情処理

（1）　居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

11　事故発生時の対応

（1）　事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（2）　前項の事故については、その状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。

（3）　事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

12　身体的拘束適正化のための措置に関する事項

（1）　利用者の尊厳に基づき、身体的･精神的に影響をまねく恐れのある身体的拘束は、緊急をやむを得ない場合を除き、原則として実施しない。身体的拘束適正化のため、指針の策定や 委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には拘束が必要な理由、方法、拘束の時間帯及び時間、利用者の心身の状況、拘束開始及び解除の予定を記録する。

（2）　研修 年1回以上

13　自然災害等への対策

（1）　災害発生時の業務継続について業務継続計画を策定し、必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。また、計画は適宜見直しを行うものとする。

（2）　検証･見直し年1回

（3）　連絡体制 電話等により、365日24時間常時連絡が可能な体制とする

14　非常災害対策

（1）　非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。 通報、消火、避難の各訓練については、年一回訓練を行うものとする。

（2）　利用者及び当事業所職員の感染症予防及び蔓延防止のため、指針、業務継続計画の策定及び委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（3）　研修 年1回以上

15　従業者の研修

（1） 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、研修機会を設けるものとする。

（2） 研修 年1回以上

16　記録の保存

（1） 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（2） 提供した具体的サービス内容等の記録

（3） 利用者に関する市町村への通知に係る記録

（4） 苦情の内容等に関する記録

（5） 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（6） 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

17　その他運営に関する重要事項

（1） 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（2） 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

（3） 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（4） この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はもり内科クリニックが定めるものとする。